資料１

日本スポーツマスターズ2022岩手大会
開会式（前夜祭）催行業務

プロポーザル実施要領

令 和 ４年 ５月

公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツマスターズ2022岩手大会実行委員会

この「プロポーザル実施要領」は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「ＪＳＰＯ」という。）及び日本スポーツマスターズ２０２２岩手大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「日本スポーツマスターズ２０２２岩手大会開会式（前夜祭）催行業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

１　業務内容

(1)　業務名称及び数量
日本スポーツマスターズ２０２２岩手大会開会式（前夜祭）催行業務　一式

(2)　業務の仕様等
「業務仕様書」のとおり

(3)　履行期間
委託契約締結の日から令和４年12月28日(水)まで

(4)　予算額（上限額）
4,000千円（税込）

２　参加者の資格に関する事項

参加者は、次に掲げるプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、実行委員会から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格要件を満たす者とし、代表者を定めたうえで参加するものとする。その場合、ＪＳＰＯとの契約の当事者は当該代表者とする。

[参加資格]

(1)　法人格を有すること。

(2)　岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、実行委員会の要求に応じて即時に県庁に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(3)　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4)　民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5)　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6)　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、実行委員会は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(7)　参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8)　(7)までの期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）な

どに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(9)　単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

３　プロポーザル参加手続き等に関する事項

業務説明会に参加しない場合は、プロポーザルに参加できません。
「４　業務説明会に関する事項」に従い、手続きを行って下さい。

(1)　窓口

実行委員会事務局　岩手県文化スポーツ部　スポーツ振興課

［住　所］　〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番１号 岩手県庁12階

［電　話］　019-629-6496　　［FAX］　019-629-6791

［E-MAIL］　spo-mas22@pref.iwate.jp

(2)　質問の受付

本業務に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

①　提出書類

【様式１】日本スポーツマスターズ２０２２岩手大会開会式（前夜祭）催行業務質問票

②　受付期限

令和４年５月26日(木)　正午必着

③　受付窓口及び提出方法

３(1)の窓口へ、電子メール又はＦＡＸにより提出

④　回答方法及び期日

全ての質問事項をとりまとめ、令和４年５月30日(月)に、業務説明会出席者に書面により回答する。

(3)　参加資格の確認

①　提出書類

参加者は、次により参加資格確認申請書類を３(1)まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

【様式２】参加資格確認申請書
【様式３】会社概要及び過去５年間の主な同種事業受託実績（パンフレット等でも可）
【様式４】受付票
【返信用封筒】長型３号、84円分の切手を貼付したもの

②　提出期限

令和４年６月３日(金)　午後５時必着

③　提出先及び提出方法

３(1)の窓口へ、持参又は郵送により提出

※１ 持参の場合は、午前９時から正午まで又は午後１時から午後５時までの間に直接提出のこと。

※２ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後５時までに必着のこと。

④　確認結果

令和４年６月６日(月)以降に郵送等により通知する。

⑤　留意事項

ア　上記書類を期限までに提出しない者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

イ　参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行ったプロポーザル提案を無効とすることがある。

(4)　参加資格の喪失

参加者が６に定めるプロポーザルの実施日までに参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。

(5)　参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により、実行委員会に対し書面（様式任意）でその理由の説明を求めることができる。

実行委員会は、説明を求められたときは令和４年６月13日(月)までに、説明を求めた者に対し、郵送により書面でその理由を回答する。

①　提出期限

令和４年６月10日(金)　午後５時必着

②　提出場所及び提出方法

３(1)の窓口へ持参

４　業務説明会に関する事項

プロポーザルに参加しようとする者は、必ず、次により開催する業務説明会に出席しなければならない。

(1)　業務説明会

①　日　時　令和４年５月30日(月)　午前10時～（２時間程度を予定）

②　会　場　岩手県庁４階　4-2特別会議室

(2)　参加申込

①　提出書類

【様式７】業務説明会参加申込書

②　受付期限

令和４年５月26日(木)　正午必着

③　申込方法

３(1)の窓口へ、持参又は郵送により提出

５　企画提案に関する事項

(1)　企画提案書等の提出

参加者は、次により関係書類を提出しなければならない。

①　提出書類及び部数

「企画提案書作成要領」で定める書類（以下「企画提案書等」という。）　各13部

②　提出期限

令和４年６月13日(月)　午後５時必着

③　提出先及び提出方法

３(1)の窓口へ、持参又は郵送により提出

※１　持参の場合は、午前９時から正午まで又は午後１時から午後５時までの間に直接提出のこと。

※２　郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後５時までに必着のこと。

④　その他

ア　参加者１者につき１提案とし、複数提案は認めない。

イ　一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(2)　企画提案の無効

３(3)⑤により参加資格が認められなかった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

①　民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

②　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

③　その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

(3)　プロポーザルへの不参加

①　参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「６」で定めるプロポーザルに参加しない場合は、令和４年６月10日(金)正午までに、【様式５】「プロポーザル参加辞退届」を３(1)の窓口まで持参又は郵送により提出しなければならない。

②　①によりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降ＪＳＰＯ及び実行委員会が実施する他のプロポーザル等について不利益な取扱いを受けることはない。

６　受託候補者の選定方法等に関する事項

(1)　受託候補者の選定方法

①　「プロポーザル審査要領」に基づき、プロポーザル審査を次により行う。

②　プロポーザル審査の際は、企画提案書等に基づいて、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(2)　審査会（プロポーザル）の開催

①　開催日時

令和４年６月16日(木)　　※ 時間は別途通知します。

②　開催場所

別途通知します。

③　開催方法等

ア　プレゼンテーションの順番については、３(1)の窓口への企画提案書等の提出順とする。

イ　プレゼンテーションの時間は、１者当たり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。なお、都合により１者当たりのプレゼンテーション時間を変更することがある。

(3)　委託候補者の決定

①　実行委員会は、審査結果を基に第１順位の委託候補者を決定する。

②　プロポーザルの結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

③　第１順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

７　契約に関する事項

(1)　契約書作成の要否

要

(2)　契約保証金

岩手県会計規則(平成４年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3)　契約書及び仕様書

契約内容及び仕様書については、受託候補者とＪＳＰＯ及び実行委員会が協議の上決定する。

８　公正なプロポーザルの確保

(1)　参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3)　参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。

(4)　参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

９　その他

(1)　提出書類の取扱い

①　参加者が発注者に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

②　提出書類は返却しない。

③　提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2)　プロポーザル参加に要した費用について

全て参加者が負担するものとする。

(3)　その他

①　参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。

②　参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。

［参考］　本業務プロポーザルに係るスケジュール

(1)	業務説明会参加申込期限	５月26日(木)	正午
(2)	質問票の提出期限	５月26日(木)	正午
(3)	業務説明会	５月30日(月)	午前10時～
(4)	質問票への回答	５月30日(月)	
(5)	参加資格確認申請書提出期限	６月３日(金)	午後５時
(6)	参加資格確認結果通知	６月６日(月)	以降
(7)	プロポーザル参加辞退届	６月10日(金)	正午
(8)	企画提案書提出期限	６月13日(月)	午後５時
(9)	審査会（プロポーザル）	６月16日(木)	※ 時間及び会場は別途通知する。
(10)	プロポーザル結果通知	６月17日(金)	以降
(11)	契約締結	６月20日(月)	以降